

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年7月24日（金）15:19～15:39
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

戎井 靖貴 宮崎県農政水産部農政企画課課長
山本 泰嗣 宮崎県農政水産部地域農業推進課連携推進室室長
戸高 久吉 宮崎県農政水産部農政企画課農政計画担当主幹
片山 賀陽 宮崎県農政水産部農政企画課農政計画担当主査

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 みやざき農業活力創生特区
 - 3 閉会
-

○藤原次長 早速始めさせていただきます。

宮崎県の方々においていただきまして、ヒアリングを開始させていただきます。

ちょっと時間が押しておりますが、済みませんが、10分以内でお話をいただきまして、その後、残り10分で意見交換をということでお願いできればと思います。

関係の資料と議事内容は公開の扱いでよろしゅうございますか。

○戎井課長 宮崎県でございます。よろしくお願ひいたします。

資料につきましては、1つ目の項目の食品分析技術の高度化と活用促進というところの一部がまだ県として公表していないものですから、そこだけ非公表とさせていただきたい。

○藤原次長 資料全て公表可と書いてありますけれども、これは間違いですね。

○戎井課長 こちらの特区の提案内容については公表可でございますが、別途お配りしているこちらの資料の一部を非公表にさせていただきたい。

○藤原次長 後でその辺を事務的に整理しておいてください。後でお願いします。

では、八田座長、よろしくお願ひいたします。○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いいたします。

○戎井課長 宮崎県でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

資料につきましては、こちらの別冊でお配りさせていただいたある資料において説明をさせていただきたいと思います。

ページをおめくりいただきまして1枚目で5項目提案をさせていただきたいと思っております。

まず、表題ですけれども「みやざき農業活力創生特区」ということで提案させていただいております。

まず、前提になります宮崎の農業の状況でございますが、左下をごらんいただければと思います。宮崎農業のポテンシャルと書いてございますが、1つは後ほど御説明をさせていただきますが、日本一の成分分析技術を持っているというところ。また、その下にございますように、多彩で高付加価値な農畜産ブランドを展開しているということで、1つは全国和牛能力共進会において日本一を連覇するような宮崎牛でありますとか、また、樹上で究極まで糖度を高めた完熟マンゴー、完熟キンカン、さらに、施設園芸などで日射量が豊富であることを生かしたピーマン、ゴーヤといった高付加価値な農業を展開しているところでございまして、こういった背景から、その上に書いてございます「フードビジネスの推進」を進めております。それで宮崎県の基幹産業である農業を核とした「地方創生」を実現したいということで、主に5項目提案をさせていただく次第でございます。

次のページ、一つ一つ御説明をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、食品分析技術の高度化と活用促進ということで、食品分析技術というのは1つは残留農薬分析でございます。もう一つは、機能性成分の分析でございます。こちらにつきまして、宮崎としてこれまでフードリサーチコンソーシアムという形で、下に書いてありますように、デリカフーズさんであるとか、日本冷凍食品協会さんとか、島津製作所さんと共同で残留農薬分析技術の開発でありますとか、機能性成分の研究を進めてきました。

その下に書いてございますが、科学技術振興機構の委託事業を使いまして、主に大阪大学と島津製作所と共同で、新しい世界最先端の分析装置を開発しております。こちらはこれまで液体とかガスを使った抽出測定をしておったところ、超臨界流体といって高温高压

の媒体を使うことによって、化学分析をするというものでございますが、通常のものであれば200とか300成分を1週間かけて分析するところを、分析時間たったの50分で500成分分析できるという非常に革新的な技術の開発を一緒にしたというところでございます。

この分析技術でございますが、多成分を高感度で短時間でかつ安価にできるということがございまして、高い競争力を使って今後、事業化をしていきたいと考えております。

これによって、1つは特に短時間でできるというところが、農産物では発送前あるいは加工前に分析をして、残留農薬が検出されるわけで、とめることができる。こういったものは非常に流通で強みになる。

また、機能性成分の表示の商品をこれから国の施策もできましたので、開発していくたいということで、今後、展開を期待したいところですが、1つ、成分分析の信頼性におきましては、公的な認定とか認証を受けた機関による検査が重要になっております。ところが、下の食品衛生法上の登録検査機関の要件の中に、まず、別表に器具ということで掲げられておるのですけれども、御説明しました超臨界流体クロマトグラフが新し過ぎてまだ載っていないというところがございます。これをぜひ特区として追加していただきたいというところ。

あとは、あわせて国際認証という形でISO17025をとっていこうと思うのですけれども、こちらも同様に審査があるのですが、こちらをとれば同様の技術で分析ができるということで、厚生労働省の食品衛生法上の登録検査機関とみなしていただければありがたいというところで提案をさせていただくところでございます。これが1点目でございます。

次のページ、2点目はエコフィードの拡大ということで、宮崎県におきましては、畜産が農業産出額の58%を占める主要な産業となっておりますけれども、飼料は7割を海外からの輸入に依存しているということで、これが畜産経営を圧迫している。

このために、食品残渣を活用した安価なエコフィードの拡大が求められているというところがございます。

下にありますように、耕種からの循環をしっかりとつくっていきたい。加工工場から出た残渣を飼料製造して、畜産に与える。そこで出た排せつ物を肥料として、また耕種に展開する。こういった循環をつくっていこうというところがあるのですけれども、右上の課題にありますように、食品残渣は廃棄物となっておりまして、廃掃法上、食品残渣の運搬業者あるいは製造業者の許可をとる必要があつて、これが農家がとるにはハードルが高いものになっているというところがございます。こちらは、それをクリアするために有価で購入しているところもあるのですが、できればただでとってこられるようなことにつなげていきたいというところがございます。

下に支障となっている規制とございますが、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）、食リ法と言われておりますけれども、こちらにおいては再生利用計画をつくって、これが認定されれば収集運搬については許可が不要になるという特例措置がございますが、こちらは一般廃棄物といって、コンビニとかレストラン等から出

るものに限られておりまして、もうちょっと大規模に出る、加工場から出るようなものは産業廃棄物として、認められていないというところもありますし、製造業については許可をとらないといけないというところがございます。こういったところから、ぜひ食品リサイクル法上の特例に一般廃棄物だけでなく産業廃棄物も加えていただきたい。また、運搬業だけでなく、処理業も特例の対象にしていただきたいと考えております。

次のページ、農地集積による効率的な生産体制の構築ということで、昨年度から農地中間管理事業ということで、農地の集積、集約化を進める事業が全国でスタートしております、宮崎県におきましても、喫緊の課題としてぜひ進めないといけないと思っております。

ただ、こちらは新しい制度で、昨年度から取り組んできたところでございますが、非常に事務が煩雑で、膨大な事務が必要になるというところがございます。左下に1件当たりの権利移動に係る事務フローを書いてございますが、農地の出し手と受け手の間に市町村・農業委員会、また、農地中間管理機構が入って、これを利用調整して、配分計画をつくっていくわけでございますが、配分計画について、さらに農地中間管理機構から県に許可申請をして、県が公告縦覧をして認可をするというプロセスがございます。

この一連の手続をやると約2カ月がかかるということで、どんどん利用集積をするような計画をつくって、どんどん権利移転をしていかないといけない中で、これが足かせになっているところがございます。

実際は、市町村内で権利関係が完結している場合がほとんどでございますので、市町村内で権利関係が完結するものについては市町村内で公告縦覧して認可をできるような仕組みに簡略化していただきたいというものでございます。

次のページ、スーパー認定農業者の育成と書いてございます。左上の現状にございますように、認定農業者というのが宮崎では8,000人強、また、その右にございますように、農業生産構造の状況としましては、一番上の経営体数、法人とか主業農家というのが20%でございますが、その下の農業産出額をごらんいただければと思いますが、法人経営体あるいは主業農家が9割を担うような形になってございます。こういった法人さんであるとか主業農家が規模拡大を志向されるときに、なるべく支援をしていきたいと県では考えておりまして、こういったリーダーを育成して行きたいということで、左下にございますが、人材育成の拠点として、1つはみやざき次世代農業トップランナー養成塾ということで、社長学であるとかマーケティング、マネジメントの研修をする体制。その右にございますように、農業大学校において、次世代型農業のチャレンジファームというものをして、実践的な研修もしている。ICTや最先端の機械を導入した施設で栽培ができるような環境を整えているところでございます。

ただ、右の2つ目、課題に書いてございますように、農業経営基盤強化促進法においては、認定農業者制度というものが、サラリーマン並みの所得を確保する家族経営体を目標に掲げておりまして、農業にどんどん人を呼び込んで、魅力ある産業だということを認め

ていただきたいためには、もっともっと上を目指さないといけないと考えております。このため、サラリーマン並みと言わず、もっともっと高いレベルを、高所得を目指すような方をスーパー認定農業者として認定していただきまして、そこには高い技術であるとか、高い施設を導入しないといけませんから、資金調達、国庫事業の優先採択等の優遇措置を設けていただきたいというものです。

最後でございますが、5番目、東南アジア地域との人材育成・技術協力体制の構築ということで、本県におきましては、今年から宮崎とベトナムのナムディン省と南九州大学の3者でコンソーシアムを設立しまして、相互に農業振興であるとか、農業人材育成について検討を進めておるところでございます。また、本県で試験的に今年、技術者をベトナムから受け入れまして、検証を行うとともに、人材育成システムの構築を図ろうとしてございます。

また、その下にありますのは、農産加工の取り組みでございますが、ジェイエイフーズみやざきさんでは、県内の最大規模になるような冷凍加工施設を新設しまして、野菜の冷凍加工やカット加工などに取り組んでいるところでございます。

こういったことから、右上にございますように、本県の国際交流と農産物加工の取り組みを生かして、外国人技能実習制度を活用した人材育成・技術協力体制をこれから構築していくことを考えております。その際に、出入国管理及び難民認定法の中の基本方針において、外国新技能実習制度として期間が3年に限定されているところがございます。こちらは今年度、5年に延長されるような検討をしていただいていると聞いておりますが、これをぜひ実現していただきたいというお願ひと、その下にこの制度の対象職種としては食品製造関係に一次加工が含まれていないことから、農産加工もぜひこういう技能実習の対象職種に加えていただきたいというものです。

あと、このほか、申請書においては全国区での申請としまして、申請資料になりますが、3ページ目に自動走行の実証試験ということで、本県は大消費地から遠隔地にあって、トラック輸送が青果物輸送の8割を占めるという状況にある中で、急速なドライバー不足が問題になってございまして、できればこういった自動走行というような技術が実用化されることを大変期待しているところでございまして、それには道路交通法の規制の問題等があるということで、本県でそういうノウハウがあるわけではないのですが、ぜひ全国的に取り組まれるところがあれば、応援して、そういったものを実現していただきたいというお願ひでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

一番最初のクロマトグラフィーの技術が余りに新しすぎるので、登録機関の表に入っていないということは、それを認めてほしいということもあり得るけれども、ISOならばいいということにしてしまえば、一々個別のことを言う必要はないわけですね。

○戎井課長 そのとおりです。

○八田座長 わかりました。それが1つ。

それから、産業廃棄物も収集運搬の対象に含めてほしいというのは、一般的にはなかなかできないと思うのですが、この場合にはどういう限定をつけてやることにしますか。

○戎井課長 農家であれば、例えば多いのは養豚農家が飼料にしたいということで、パンくずをパン工場から持ってくる、あるいは焼酎かすを焼酎会社から持ってくるというもののですけれども、農家であればそれを不法投棄するという可能性はないと思いますので、食品リサイクルというのは、農業者であれば違法的な扱いはしないのかなと。

○八田座長 悪い農家は幾らでもあるでしょうから、農家である特権を利用して不法投棄することは、まさにこういうことになったらできるようになるわけですから、その対抗策とかは考えていらっしゃいますか。

○戎井課長 県の方で普及組織が指導するとともに、計画をしっかりとつくるということかと思っております。

○八田座長 農家に限定するということと、何かもう一つ要るような気がしますね。そこが特定できると説得的かなという気がします。

もう一つは、市町村内で権利移動が完結しているときには、農地集積の事務を簡素化してもらいたい。これは法律の改正が必要なのですか。

○戎井課長 法改正が必要になります。

○八田座長 わかりました。

それから、スーパー認定農業者の場合には、具体的には何を変えてほしいのでしょうか。要するに、サラリーマンよりもっと所得が得られるようにということですが。

○戎井課長 具体的にはこの資料の右下の対応にございますように、具体的な優遇措置として、今、認定農業者制度であればスーパーL資金といって、貸付限度額が個人で3億円、法人で10億円というのがございますが、これをより拡大していただきたい。あるいは償還期限について25年を30年に延長していただきたい。また、補助事業に非常に大きなウエートがあると思います。補助事業についても施設整備とかそういう部分で優先採択をしていただきたいといったことでございます。

○八田座長 でも、優秀なところならば、普通の条件で拡大することも可能なわけですね。先ほどの権利移動のこととかは非常に重要だし、登録機関のISO云々も、産廃のこともそれぞれに重要だけど、こちらのほうはできればという話ですね。むしろ人材育成の大学をつくるなら、授業料をいっぱいとったほうがいいですね。それなりにもうける人には払ってもらわなければまずいでしょうね。

私は以上ですけれども、委員の方、どうでしょうか。

○八代委員 外国人の在留資格には今、入っていない農産加工を加えるということですね。列举方式だからそういうことになるわけですけれども、これを特区というか、特に宮崎県だけでやるということの意味は何なのでしょうか。

○山本室長 声を上げる1つのツールとして今回は提示させていただきましたけれども、

国においてこれを制度の中に盛り込んでいただければ、非常に助かるのです。

○八田座長 年間200万円しか所得のない労働者がいっぱいいる中で、外国人を探っていたら、むしろ日本人の雇用は下がるのではないですか。

○山本室長 ただ、地域の農業を支えている農家も減っているのですけれども、農家が雇用しようとしている就業者はもっと減っていますので、基本的に外国人研修制度がなかつたら、本県だけでなくほかの県も農業が回らないような構造に今なっています。

○戎井課長 あと、農家もこれから輸出でありますとか、国際化の勉強をしていかないといけない。法人も国際的に視野を広めていかないといけないという中で、外国人に技能実習生として来ていただいて、それがまた戻ったときに、今後のビジネスにつながるという面が非常に大きくて、そういう面を促進していきたいと考えております。

○八田座長 しかし、ISOの問題とか、産業廃棄物の問題とか、全部規制に関することだから、こういうことを自由にして、伸び伸びやってもらうということはいいと思うけれども、それでもできなかつたら、それはしようがないのではないかと想うかね。そういう産業に特段の配慮をする必要はないように私は思いますけれどもね。特にそれが都市での失業者をふやすならばとんでもない話だと思います。

しかし、説明が非常にわかりやすかったので、非常に明解にしてくださったので、御提案の意義がよくわかりました。どうもありがとうございました。